

令和2年度 豊後大野市農業集落排水特別会計予算

令和2年度 豊後大野市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		750
	1 分担金	750
2 使用料及び手数料		58,840
	1 使用料	58,800
	2 手数料	40
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		131,724
	1 他会計繰入金	131,724
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		12,175
	1 預金利子	1
	2 雑入	12,174
7 市債		5,200
	1 市債	5,200
歳入合計		209,690

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		21,895
	1 総務管理費	21,895
2 事業費		95,794
	1 維持管理費	95,794
3 公債費		90,001
	1 公債費	90,001
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	209,690

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
資 本 費 平 準 化 債	5,200	証書借入	<p style="text-align: center;">5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</p>